

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特殊消防用設備等に関する設置維持命令
概要	消防長又は消防署長は、防火対象物において消防法の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第17条の4第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第17条の4第2項 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 <p>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	